

仙台高等専門学校学業成績の評価並びに学年の課程の修了 及び卒業の認定に関する細則

平成22年6月16日 制定
最終改正 令和4年12月7日

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、仙台高等専門学校学則（以下「学則」という。）第17条第2項の規定に基づき、学業成績の評価並びに学年の課程の修了及び卒業の認定等について定めることを目的とする。

第2章 試 験

(定期試験及び中間試験)

第2条 定期試験は、前期末及び後期末に行う。

- 2 必要のある科目については、各期の中間に中間試験を行うことができる。
- 3 平素の成績で評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(追試験)

第3条 病気その他やむを得ない理由で定期試験及び中間試験の全部又は一部を受験できなかった者については、追試験を行うことができる。

- 2 追試験を受けようとする者は、当該試験の終了後、様式第1号の追試験受験願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再試験)

第4条 定期試験又は中間試験の成績が60点未満の者については、再試験を行うことができる。

- 2 再試験を受けようとする者は、様式第2号の再試験受験願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位追認試験)

第5条 不合格科目については、履修登録を行った学年及び次学年度末までに単位追認試験を行うことができる。

第3章 学業成績の評価及び単位の認定

(学業成績の評価)

第6条 学業成績は、科目ごとに第2条に規定する試験を総合した学年成績によって評価する。

(試験の成績の評価)

第7条 試験の成績の評価は、その試験の結果に基づき100点法による。

2 再試験の成績の評価は、最高を60点とする。

(学年成績の評価)

第8条 学年成績は、その年度における各期の試験の成績を総合して100点法により評価し、次の区分により評語で表わす。ただし、特別活動の評価の区分は、合格又は不合格とする。

評語	評価点
S	100～90
A	89～80
B	79～70
C	69～60
D	59～0

2 学年成績を指導要録及び学業成績証明書に記載する場合には、評語によるものとする。

(故意に試験を欠席した場合)

第9条 故意に試験を欠席したと認められた者の当該試験科目の成績は0点とする。

(不正行為を行った場合)

第10条 試験中に不正行為を行った者に対しては、その時以降の受験を停止させ、当該試験期間中の全科目の成績を0点とするとともに、学則第44条の規定により、懲戒を加えるものとする。

(履修科目の認定)

第11条 出席時数が年間授業時数の3分の2以上の科目については、当該科目を履修したものと認定する。

2 第5学年において、第4学年選択科目のうち、修得していない科目を履修する場合には、その各学期当初に様式第3号の特別履修願を、学級担任及び科目担当教員を経て、校長に提出しなければならない。なお、前項の要件を満たす者は、授業の出席を免除することができる。

(編入学生の履修科目の認定)

第12条 高等学校から第4学年に編入学した学生に限り、第3学年に開設している科目を第4学年又は第5学年で履修できるものとし、その各学期当初に様式第3号の特別履修願を学級担任及び科目担当教員を経て校長に提出しなければならない。

(単位修得の認定)

第13条 履修科目の学年成績の評価が60点以上の科目については、単位を修得したものと認定する。

第4章 学年の課程の修了及び卒業の認定

(学年の課程の修了及び卒業の認定)

第14条 学年の課程の修了の認定は、仙台高等専門学校進級認定会議の議を経て校長がこれを行う。

2 卒業の認定は、仙台高等専門学校卒業認定会議の議を経て校長がこれを行う。

3 学年の課程の修了及び卒業の認定に当たっては、授業科目及び特別活動の履修状況並びに次の各号に掲げる条件を全て満たしていることを基準とする。

(1) 学則第13条第2項別表第1及び別表第2並びに別表第3に定める科目を履修していること。

(2) 各学年の必修科目の単位を修得していること。

(3) 特別活動が合格であること。

4 前項各号の要件を満たさない者で特別な理由があると進級認定会議又は卒業認定会議で認めた者については、進級認定会議又は卒業認定会議において審議し、総合的に判定する。

5 卒業に必要な修得単位は、一般科目と専門科目を合わせて167単位以上、そのうち、一般科目75単位以上、専門科目82単位以上とする。ただし、学修単位の合計数は60単位を超えないものとする。

(原級留置)

第15条 進級認定会議において当該学年の課程の修了を認定されない者は、原級留置とする。

2 原級留置となった者の当該学年における修得単位及び特別活動の合格は有効とする。また、これら当該学年で修得した科目についても再履修できるものとし、再履修した科目の評価は、前年までに修得した際の評価と比較して上位の評価を最終評価とする。

3 原級留置となった者が履修又は再履修をしようとするときは、その各学期当初に様式第4号の履修・再履修願を、学級担任を経て校長に提出しなければならない。

(編入学生の卒業の認定)

第16条 第14条第5項に規定する卒業に必要な修得単位について、第4学年に編入した者は、当該編入コースの第1学年から第3学年までの必修科目及び選択科目の単位を修得したものとみなす。

2 第3学年に編入した外国人留学生は、前項に準ずる。

附 則

1 機械工学科、電気工学科、材料工学科、建築学科、情報デザイン学科、情報通信工学科、電子工学科、電子制御工学科及び情報工学科が存続する間、当該学科に所属する学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この細則は、平成22年6月16日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、平成27年2月12日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年12月9日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科及び情報ネットワーク工学科が存続する間、当該学科に所属する学生については、この細則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この細則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第14条第3項(2)の規定は、ロボティクスコース、マテリアル環境コース、機械・エネルギーコース及び建築デザインコースの平成30年4月1日入学者から適用する。

附 則

- 1 この細則は、令和4年1月19日から施行する。
- 2 改正後の第16条は、機械システム工学科、電気システム工学科、マテリアル環境工学科、建築デザイン学科、知能エレクトロニクス工学科、情報システム工学科及び情報ネットワーク工学科に在籍する者にも適用する。

附 則

この細則は、令和4年2月9日から施行する。

附 則

この細則は、令和4年12月7日から施行する。ただし、第14条第3項の規定は、令和4年4月1日から適用し、第15条の規定は、令和3年度に原級留置となった者及び卒業を認定されなかった者から適用する。

様式第1号

追 試 験 受 験 願 (科目：)	
学級 担任	
科目 担当	
〇〇	年 月 日
仙台高等専門学校長 殿	
所 属 学 年 学籍番号 氏 名	類・コース 年
下記の理由により（前・後期、中間・期末）試験（科目： 科目担当教員： ）を受験できませんでしたので、同科目について、追試験の実施 をお願いします。	
記	

- (備考) 1. () 内の不要文字は消すこと。
2. 科目ごとに1枚ずつ、学級担任の承認を得て、科目担当教員に提出すること。
3. 病気の場合は医師の診断書、事故等の場合はその理由を証明する書類を添付すること。

様式第2号

再 試 験 受 験 願 (科目：)	
学級 担任	
科目 担当	
〇〇	年 月 日
仙台高等専門学校長 殿	
所 属 学 年 学籍番号 氏 名	類・コース 年
〇〇 年 月 日の（前・後期、中間・期末）試験において（科目： 科目担当教員： ）不可となりましたので、同科目について、再試験の実施をお願 いします。	

- (備考) 1. () 内の不要文字は消すこと。
2. 科目ごとに1枚ずつ、学級担任の承認を得て、科目担当教員に提出すること。

学級 担任	
科目 担当	

特別履修願

〇〇 年 月 日

仙台高等専門学校長 殿

所 属 類・コース
学 年 年
学籍番号
氏 名

下記のとおり履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

科目名	対象類・コース	対象学年	曜日・校時	出席※
	類	学年	曜日 校時	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要
	コース		曜日 校時	
			曜日 校時	
			曜日 校時	
			曜日 校時	

※ 再履修の科目で授業時間数の2/3以上出席していた場合には、授業の出席を免除することがある。科目担当者が記入。

(備考) 科目ごとに1枚ずつ、学級担任の承認を得て、学務課又は学生課に提出すること。

